

# 第 1 章 調査研究概要



## 第1章 調査研究概要

### 第1節 調査研究の目的

本調査研究は、職業生活における多様な職務内容を分析して職務遂行に必要な内容を明らかにする。これによって、中小企業等における段階的かつ体系的な職業能力開発の推進及び公共職業能力開発施設における訓練内容の充実を具現し、我が国の職業能力開発の推進に寄与することを目的としている。この目的の背景は、以下のとおりである。

産業構造の変化や技術革新に伴い雇用形態が多様化するなど、目まぐるしく変化する社会経済状況下においては、働いている者やこれから働こうとする者に対する多様な職業能力開発が必要であり、その基本理念を職業能力開発促進法では次のように定めている。

#### 基本理念(同法第三条)

「労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。」

この職業能力開発促進法の基本理念を具現化するために、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）では、職務分析によって職業を段階的にかつ体系的に整理し、「職業能力の体系<sup>1</sup>」として広く提供している。こうして整備された体系は、職業能力開発に関心の高い企業において、職務やその内容の明確化や教育訓練コースを設定する際の参考資料として活用されている。また、公共職業能力開発施設においても、訓練ニーズの調査や訓練カリキュラムを策定する際の参考資料としても活用されている。

---

<sup>1</sup> 「職業能力の体系」は、職務を遂行するために必要な知識、技能・技術を明らかにしたものである。これを元に、教育訓練をどのように進めるか（カリキュラム）について整理したものが「職業訓練の体系」であり、両者を合わせて「職業能力開発体系」と呼んでいる。詳細は、資料1及び2を参照のこと。

## 第2節 自動車電装品製造業における「職業能力の体系」整備の経緯

機構では、平成11年度から産業分野や業種毎に変化する職務内容を分析し、「職業能力の体系」（以下「体系」という。）の整備を進めている。その結果、平成29年度末までに整備した体系は業種別では97業種（農業、建設業、製造業、サービス業）、汎用は1分野（電気保全（メカトロ）分野）、10部門（経営・事務、営業、管理）となっている。しかし、経営環境や技術革新等の変化に伴い、職務内容は絶えず変化していることから、体系の見直し及び新規整備が求められている。こうした中で、本資料は自動車部分品・附属品製造業の整備についてまとめている。以下、その経緯について述べる。

一般社団法人日本機械工業連合会（以下「日機連」という。）と機構は、平成26年8月25日に人材育成等の分野における連携協力を図ることで合意に達し、日機連会長、厚生労働大臣、厚生労働副大臣及び経済産業大臣政務官の立ち会いのもと、協定書の署名式が行われた。この連携協定の締結により、日機連の会員事業主団体と機構の運営する職業能力開発施設であるポリテクセンターやポリテクカレッジとの間での職業訓練等を通じた一層の連携協力を促進し、我が国のものづくり産業の人材育成の強化を図ることとなった。

平成30年度では、日機連に協力いただき一般社団法人日本自動車部品工業会（以下「部工会」という。）が、協力団体となった。これを受けて、基盤整備センターでは、平成11年度に整備された自動車部分品・附属品製造業について体系の見直しを行うこととなった。しかしながら自動車部分品・附属品製造業は多岐に渡る製造業であるため、対象を機械部品と電装品に絞り整備することとした。その経緯の詳細については、次章で述べることとする。

- ①自動車機械部品製造業
- ②自動車電装品製造業